第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条及び第十四条　削除

第十五条第一項第二号中「四半期会計期間及び」を削り、同項第七号を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第十六条第二項及び第十七条第四項中「注記を行った」を「注記した」に改める。

第二十二条の二を削る。

第二十二条の三第三項中「第二・四半期以降の四半期会計期間」を「第二・四半期会計期間以降」に、「規定により行った」を「規定による」に、「第二・四半期以降に変更した理由」を「第二・四半期会計期間以降に変更した旨及びその理由」に改め、同条第五項中「方法による」を「方法により」に改め、同条を第二十二条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合の注記）

第二十二条の三　第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）

二　当四半期累計期間に係るのれんの償却額

第二十二条の四を削る。

第二十三条第三項を同条第五項とし、同条第二項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期損益計算書（第三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合には、当該第三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書）の次に記載しなければならない。

第二十三条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合において、第五条から第五条の五まで及び第七条の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第二十一条の規定による注記の次に記載しなければならない。

第二十三条第一項中「の規定により記載すべき」を「（第五条から第五条の五まで及び第七条を除く。）の規定による」に、「から第七条までの規定による記載」を「から第五条の五まで及び第七条の規定による注記」に、「規定により記載した事項」を「規定による注記」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第五条から第五条の五まで及び第七条の規定による注記は、四半期キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期損益計算書（第三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合には、当該第三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書）の次に記載しなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

5　前項後段の規定にかかわらず、第一・四半期会計期間及び第三・四半期会計期間においては、同項後段の規定による注記を省略することができる。

第三十三条を次のように改める。

（有形固定資産の減価償却累計額の表示）

第三十三条　有形固定資産に対する減価償却累計額は、次の各号に掲げるいずれかの方法により掲記又は表示しなければならない。

一　有形固定資産又は各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもって掲記する方法

二　各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法

三　有形固定資産又は各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該有形固定資産又は各資産の金額として表示する方法

第三十四条中「第二十六条の二」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

第四十七条を次のように改める。

（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）

第四十七条　同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により表示しなければならない。

一　たな卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示する方法

二　たな卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法

第四十七条の二を削る。

第四十九条第三項中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条　削除

第五十六条第二項を次のように改める。

2　四半期累計期間に係る四半期損益計算書は、様式第三号により記載するものとする。

第五十六条に次の二項を加える。

3　四半期財務諸表提出会社は、第二・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成することができる。この場合においては、様式第四号により記載するものとする。

4　四半期財務諸表提出会社は、第二・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合には、第三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成しなければならない。この場合においては、様式第四号により記載するものとする。

第六十一条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間並びに四半期会計期間においては、販売費及び一般管理費について、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記することができる。この場合において、販売費又は一般管理費の費目及びその金額については、注記することを要しない。

第六十六条中「、前期損益修正益」を削る。

第六十七条中「、前期損益修正損」を削る。

第六十八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして、「（税引前四半期純損益金額の表示）」を付し、同条の次に次の節名を付する。

第六節　四半期純利益又は四半期純損失

第六十九条に見出しとして「（四半期純利益又は四半期純損失）」を付し、同条第一項第一号中「当四半期会計期間」を「当四半期累計期間」に改め、同条第二項中「前項各号」を「前項の規定にかかわらず、同項各号」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項各号に掲げる」を「第一項又は前項に規定する」に改める。

第七十条の見出し中「四半期純損益金額等の」を「四半期純損益金額に関する」に改め、同条第一項中「当四半期会計期間及び当該四半期会計期間における四半期累計期間」を「当四半期累計期間」に、「当該金額の算定上」を「その算定上」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　当四半期会計期間又は四半期貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額が算定されている旨